

第 1 0 3 回安来市議会定例会

(令和 6 年・令和 7 年)

6 月定例会議議案

(その 2)

(条例関係) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 8 3 号	安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について	1・2

議第 8 3 号

安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

選挙管理委員会事務局

第 1 条関係 (安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(公費の支払)	(公費の支払)
第4条 安来市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に15万8,125円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	第4条 安来市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に15万8,125円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第 2 条関係 (安来市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(公費の支払)	(公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合は、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。	第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合は、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。
---	---

